

広	資	料	第	6	0	号	
令	和	5	年	7	月	3	日
総	務	部	防	災	安	全	課
市	民	情	報	提	供	資	料

災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定締結について

このことについて、令和5年7月1日（土）、佐川急便株式会社と「災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定」を締結いたしました。

締結した協定は、別紙のとおりです。



災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書

武蔵村山市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、武蔵村山市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における支援物資の受入れ、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の要請に応じて乙が協力して行う災害時等における支援物資の受入れ、配送等について必要な事項を定めることにより、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行い、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資 調達物資と義援物資を合わせた物資をいう。
- (2) 避難所等 支援物資の配送先となる武蔵村山市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (3) 物資集積・配送拠点 避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないと甲が判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配、積込み(以下「荷役作業」という。)及び配送等を行うために設置する拠点をいう。
- (4) 地域内輸送拠点 東京都から供給される物資を受入れ、避難所等へ輸送するために設置する拠点をいう。

(支援物資の受入れ、配送等及び派遣の要請)

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる業務の実施を書面により要請するものとする。要請の内容に変更が生じたときも同様とする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業
- (4) 甲から指示のあった地域内輸送拠点における荷役作業
- (5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (6) 支援物資の受入れ、配送等に関する助言等を行う要員の派遣

(支援物資受入れ、配送等及び派遣の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。



(物資集積・配送拠点の設置等)

第5条 物資集積・配送拠点の設置場所は、災害時等に甲が指定する施設又は甲の要請に基づき、乙若しくは乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、武蔵村山市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、支援物資の受入れ、配送等の要請を解除し、物資集積・配送拠点を閉鎖するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。報告の内容に変更が生じた場合も同様とする。

(事故の発生)

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(緊急時の手続)

第8条 書面によるいとまがない場合における第3条の規定による要請並びに第6条及び前条の規定による報告は、口頭により行い、その後速やかに書面を交付して行うものとする。

(経費の負担及び請求等)

第9条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の額は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第10条 本協定に基づく業務の実施に際し生じた損害の負担は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 本協定に基づく業務に従事した者が、当該者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、あらかじめ担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。担当部署又は連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(協定期間)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が書面により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(全15条)

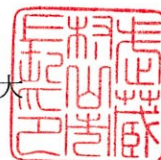
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年7月1日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰大



乙 東京都昭島市拝島町4-8-1

佐川急便株式会社 西関東支店

支店長 鈴木 将義



